

国民健康保険証の更新について

5月1日(月)から保険証(被保険者証)が更新されます

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は、平成29年4月30日(日)です。5月1日(月)からお使 いいただく新しい保険証は、世帯主宛に世帯の加入者全員分を同封して4月中旬以降に郵送します。

- ○簡易書留郵便にて郵送しますので、配達時にご不在の場合は、 ポストに保険証は投函されません。「郵便物のお預かりのお知 らせ1に書かれた方法でお受け取りください。
- ○保険手続で申請等が必要となる方は別途お知らせしますの で、手続き等をお願いします。
- ○一定期間が経過しても保険証が届かない場合は、町民福祉課 町民生活グループまでご連絡ください。
- ○「高輪受給者証」、「限度額認定証」、「後期高齢者医療保険証」の 有効期限は毎年7月31日までです。



保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日です。

- ○今回送付する保険証は次期国保制度改正に伴い有効期間が1年3カ月となっています。
- ○後期高齢者医療保険に変更になる方等、特別な場合は有効期限が変更になります。

有効期限の切れた保険証

現在お使いの国民健康保険証は、5月1日(月)以降は使用できません。

町民福祉課または上厚真支所に返却するか、はさみで切るなどして処分願います。

問い合わせ 町民福祉課 町民生活グループ (総合ケアセンターゆくり内) 🗗 26-7871

弁護士による無料法律相談会のご案内

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催しています。

開催月日	開催場所			
平成29年 【4月~9月】	午前	午後		
	(10:30~12:00)	(13:30~15:00)		
4月17日(月) 5月1日(月)	早来 厚真	厚真 早来		
5月15日(月)		+ <u></u>		
5月29日(月)		早来		
6月12日(月)	追分	厚真		
6月26日(月)	厚真	追分		
7月10日(月)	早来	上厚真		
7月24日(月)	厚真	追分		
8月7日(月)	早来	厚真		
8月21日(月)	厚真	早来		
9月4日(月)	追分	上厚真		
9月19日(火)	厚真	早来		

○相談料は無料です。

※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い 合わせください。

○相談される場合は、事前に予約してください。

※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があって お待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご 了承ください。

厚真町総合福祉センター 厚真会場 (厚真町京町165-1)

上厚真会場 (厚真町字上厚真219-1)

安平町保健センター 早来会場 (安平町早来大町95)

> 安平町ぬくもりセンター (安平町追分中央1-40)

問い合わせ 総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

循環福祉バス「めぐるくん」運行について

幌内・高丘 線

豊沢・鹿沼線

新町・幌里 線

豊川・浜厚真 線

東和・宇隆 線

上厚真 線

全ての路線が 毎日運行しています

(日曜日、12/31~1/2を除く)



〇利用対象者

〇利用方法

厚真町にお住まいの方 ※市街地(京町・表町・本町・錦町)にお住まいの方は除く

利用者登録 役場まちづくり推進課

登録 する

する

利用者登録をする(初回のみ)

めぐるくんを利用するには、利用登録が必要です。 役場または上厚真支所で申請手続きをしてください。

☎27-3179

予約

利用するバスを予約する

めぐるくんは予約制です。利用するときは、事前にお電話で次の内容を伝えて予約してください。

- ○どこからどこまで利用したいか
- ○帰りも利用するか

予 約

予約受付センター(あつまバス) **2** 2 7-2 3 1 1

【予約の受付時間】

予約の受付時間が決まっているので注意しましょう。 間に合わなかった場合は利用できませんので早めに予約しましょう。

朝の便 前日の午後7時まで 予約の受付時間 昼・夕方の便 各便の始発時刻の1時間前まで

利用 する

①自宅から市街地

予定時刻に自宅でお待ちください。【厚真市街地】 混雑している場合は、遅れることがあ ります。時間に余裕をもってご利用く ださい。

②市街地から自宅

予約した時間に予約した乗り場か【上厚真市街地】 ら乗車してください。

市街地の乗降できる場所

- ◇あつまバス待合所 ◇役場 ◇ゆくり ◇Aコープ厚真店
- ◇まちなか交流館 ◇あつまクリニック
- ◇ハマナスクラブ(藤井商店) ◇桂歯科クリニック ◇スポーツセンター ◇旧かしわ保育園 ◇こぶしの湯あつま ◇厚真リハビリセンター ◇セイコーマート厚真店

◇ A コープ上厚真折坂店 ◇ 厚南会館 ◇ 上厚真郵便局

時刻表・路線図などの詳しい内容は、4月14日(金)に全戸配布される案内をご確認ください

問い合わせ まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

厚真町もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業

平成25年7月から開始された家庭ごみ処理有料化に伴い、経済的負担軽減のため紙お むつを日常的に使用している世帯に、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給します。



対象となる世帯

- ①3歳未満の乳幼児と同居している保護者
- ②厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、 紙おむつの交付を受けている方の介護者
- ③厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付 等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受け ている方またはその保護者

支給枚数

対象となる方1人につき、もやせるごみ用指定ごみ袋(20リッ トル)を1カ月10枚(年間最大120枚)支給します。

- ・町民福祉課町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)
- ・上厚真支所で申請を行ってください。
- ※その場で年度分の一括支給を行います。

申請に必要なもの

問い合わせ 町民福祉課 町民生活グループ (総合ケアセンターゆくり内) 🗗 26-7871

町職員の人事異動

4月1日付けで町部局等の人事異動が発令されました。 ※()内は前職

厚 真 町 人 事				
· 異 動				
総務課長	(産業経済課参事)	青木	雅ノ	1
全業経済課参事	(まちづくり推進課参事)	大 坪	秀丰	눋
東町民福祉課地域包括支援センター管理者		+ m	占 /-	_
町民福祉課参事)		吉田	良行	l
総務課総務人事グループ主幹	(同主査)	中田	倫子	7
総務課税務グループ主幹	(同課総務人事グループ主査)	奥村 4	手志照	召
J民福祉課子育て支援グループ主幹	(同主査)	宮下	葉子	7
 		宮本	幸世	Ш
兼町民福祉課地域包括支援センター主幹 同課福祉グループ主幹)		中村	信 宏	그
	(同課地域包括支援センター主幹)	龍崎で	トナラ	?
建設課建築住宅グループ主幹	(生涯学習課学校給食センター主幹)	蛇池		
まちづくり推進課総合戦略グループ主幹	(同課事業推進グループ主査)	小山		
全業経済課経済グループ主幹 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(総務課税務グループ主査)	中村		
 	(生涯学習課学校教育グループ主査)	篠原		
 	(同課子育て支援グループ主査)	秋田		
JICHMは、工量であり林ことの協能は及り JI民福祉課町民生活グループ主査	(まちづくり推進課事業推進グループ主査)	大塚		_
可氏価値誌可氏主治ノルーノ王直 産業経済課農林業グループ主査	(はらうくり推進議事業推進ノルーノ主直) (同課商工観光林業水産グループ主査)		スロラク ターク ターター ターター ターター ターター ターター ターター タータ	_
E未経済誌長州未グルーク王直 書設課土木グループ主査	(中国学習課社会教育グループ主査)	土居		
≣設課エペクルーノ王賞 書設課土木グループ主査	(年涯子督誄社云教育グルーノ王童) (同課上下水道グループ主任)	五 店 飯 塚		
≝設課エネグルーノ王賞 建設課上下水道グループ主査		版		
	(同課建築住宅グループ主任)			
建設課建築住宅グループ主査	(町民福祉課町民生活グループ主査)	田中回		
総務課税務グループ主事	(建設課建築住宅グループ主事)	渡辺	·	
まちづくり推進課総合戦略グループ主事	(まちづくり推進課事業推進グループ主事)	辻 友		
音業経済課経済グループ主事	(まちづくり推進課企画調整グループ主事)	森田		麦
総務課総務人事グループ主任	(新規採用)	安田	芳利	
音業経済課農林業グループ主任	(新規採用)	渡辺		
IJ民福祉課福祉グループ主事	(新規採用)	高桑	清引	
IJ民福祉課子育て支援グループ主事	(新規採用)	小谷		
まちづくり推進課企画調整グループ主事	(新規採用)	川村	航ス	
産業経済課経済グループ主事	(新規採用)	藤田	あさこ	_
・再 任 用				
上涯学習課社会教育グループ専門員		橋本	ffz =	#
全 全業経済課経済グループ専門員		押見		
 		坪内 勇		
」に個性味」有で支援シループ等门員 上涯学習課社会教育グループ専門員		三上		
		— <u> </u>		
東農業委員会局長		西野	 和博	車
産業経済課長)				
農業委員会主幹	(同主査)	渡辺	訓	
農業委員会主任	(新規採用)	都築	宏約	٢
教育委員会人事				
E涯学習課参事	(総務課参事兼建設課参事)	伊藤	文章	麦
上涯学習課学校給食センター主幹	(産業経済課商工観光林業水産グループ主幹)		壮 -	
と涯学習課学校教育グループ主査	(農業委員会主査)	佐伯	<u>1</u> 工	
E涯宇宙除于依教育ブループ主査 E涯学習課社会教育グループ主査	(町民福祉課福祉グループ主査)	宮本		
	の方が退職しました。※()内は前職	口 个	i x L	ت
■ 職	7, 3, 13, 14			
総務課長) 岩E				-001
	壁 英明			

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322



住宅関係の補助制度をご利用ください

地震対策と地球温暖化防止のため、住まいの整備にかかる費用の一部を補助しています。 補助対象となるものは下記の4項目ですので、ぜひご利用ください。

補助制度	補助金額	個別補助要件
1 既存住宅 耐震改修費補助	上限30万円	昭和56年5月31日以前に着工した、耐震性能評点1.0末満の住宅の耐震改修工事(町外業者施工も対象となります)
② 住宅太陽光発電システム設置補助	【町内業者施工の場合】 1 Kw当たり10万円(限度額30万円) 【町外業者施工の場合】 1 Kw当たり7万円(限度額20万円)	太陽光発電余剰電力の売買契約ができる設備、または 発電電力をすべて自家使用とする設備を設置する場合 (未使用品に限る)で、平成29年4月1日以降の設置かつ 年度内に工事が完了し、電力会社との電力受給開始等が できる10 K w未満の発電システム
3 ペレットストーブ等 購入費補助	【町内の商店から購入の場合】 本体購入価格の2分の1 (限度額15万円) 【町外の商店から購入の場合】 本体購入価格の2分の1 (限度額10万円)	次のストーブの購入 ①木質ペレットおよび薪等を燃料として、本体材質が鋳鉄、中鋼板と同様以上のストーブ ②①に類する耐久性を有するストーブ
全住宅リフォーム 推進補助	リフォーム費用の5分の 1 (1 の工事と併用 限度額45万円) (2~3の工事と併用 限度額30万円)	上記1~3までの工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事 ※住宅リフォームだけでは該当になりません。 ※併用する工事によって限度額が変わります。

共 通補助要件

①町税の滞納がない方。

②町内の住宅(店舗等の併用住宅含む)に施工・設置する場合に限ります。

③募集期限は平成30年3月30日(金)までです。ただし、募集は予算の範囲内で行うものとし、先着順です。 予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。

アパート建築費・改修費の一部を補助します

アパートを建てる

新たに町内の市街化区域内に民間アパートを建設する方(法人・個人)を対象に、建設費の補助(厚真町民間賃貸共同住宅等建設促進事業)を行います。

■補助額

建設する賃貸共同住宅等で1LDKと2LDK以上で構成する住棟1棟で、その1戸当たり

1LDKタイプ…110万円、2LDK以上タイプ…130万円 ※1申請当たり上限金額は960万円です。

※防犯対策を各戸に行う場合、1 棟につき10万円を上限 とし増額します。

■受付期間

平成29年5月31日(水)まで

※複数の交付希望者が有る場合は、抽選により決定します。また、町内在住の方を優先とします。

アパートを改修する

町内の市街化区域内に民間アパートを所有する方(法人・個人)を対象に、改修工事費の補助(厚真町民間賃貸共同住宅等リフォーム促進事業)を行います。

■補助額

1戸当り最大15万円(1戸当りの改修工事費が15万円未満の場合は、その額)

※1申請当たり上限金額は90万円です。

■受付期間

平成30年3月30日(金)まで ※予算状況により早期に締め切る場合があります。

■申込方法

交付申請書および添付書類を提出

■申込方法

交付認定申請書および添付書類を提出

※詳しくは、町ホームページをご覧ください

問い合わせ 建設課 建築住宅グループ ☎ 27 - 2325

空き家の適切な 維持管理を お願いします。 適切な維持管理が行われず放置されているような空き家は、周囲にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもありますので、所有者、管理者の方々は、空き家の適切な維持管理をされるようお願いします。

町では、家屋の修繕やリフォーム、バリアフリー、新築など住まいや暮らしに関わる助成制度や住宅相談窓口を開設していますので制度活用、検討や相談窓口をご利用ください。

問い合わせ